

第2期志摩市創生総合戦略の下、国の財政支援制度を活用して、地方創生に資する事業を推進。

	R2	R3	R4（当初予算）
地方創生推進交付金	<ul style="list-style-type: none"> ・なし <p>0千円</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツを核とした複合的なツーリズム展開事業 <p>3,221千円</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツを核とした複合的なツーリズム展開事業 ・観光周遊の促進を目指した持続可能な観光地づくり事業 ・買い物利便性向上事業 <p>9,150千円</p>
地方創生応援寄附金（企業版ふるさと納税）	<ul style="list-style-type: none"> ・2社から寄附金を1,300千円受入（全額基金に積立） <p>0千円</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・5社から寄附金を12,700千円受入 ・映画を活用した地域活性化事業 <p>20,000千円</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・なし <p>0千円</p>
新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模企業者応援事業、プレミアム付商品券事業ほか27事業 <p>947,365千円</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・プレミアム付商品券事業、中小企業緊急事態措置特別支援金事業ほか27事業 <p>415,005千円</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・漁業共済加入補助事業、旅行消費拡大事業ほか11事業 <p>143,800千円</p>

上記の財政支援制度を活用して実施した事業については、地方創生審議会において効果検証を行い、その結果は、市HPにおいて公表する。

地方創生推進交付金（内閣府地方創生推進事務局）

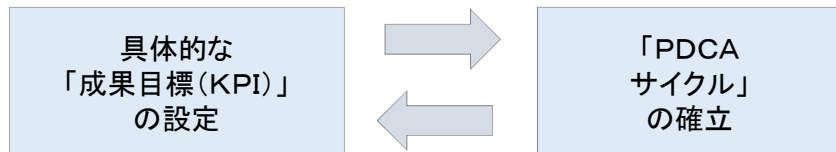
4年度概算決定額 1,000.0億円
（3年度予算額 1,000.0億円）

事業概要・目的

○デジタル田園都市国家構想による地方活性化をはじめ、未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動という喫緊の課題に対応するため、地域の観光振興や住民所得の向上等の基盤となる先導的な取組を支援します。

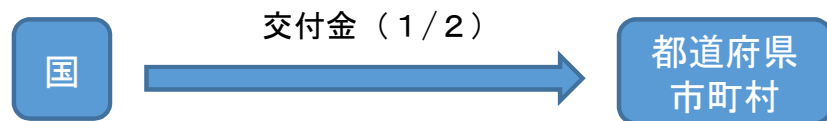
- ①地方版総合戦略に基づく、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な取組（デジタル技術の活用等を含む）を支援
- ②KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組
- ③地域再生法に基づく法律補助の交付金とし、安定的な制度・運用を確保

【手続き】地方公共団体は対象事業に係る地域再生計画（概ね5年程度）を作成し、内閣総理大臣が認定。



※本交付金のうち一部については、地方大学・産業創生法に基づく交付金として執行

資金の流れ



（1/2の地方負担については、地方財政措置を講じます）

事業イメージ・具体例

【対象事業】

- ①先駆性のある取組及び先駆的・優良事例の横展開
 - ・官民協働、地域間連携、政策間連携、事業推進主体の形成、人材の確保・育成（例）しごと創生、観光振興、地域商社、スポーツ・健康まちづくり、生涯活躍のまち、働き方改革、小さな拠点、商店街活性化 等
- ②Society5.0を推進するための全国的なモデルとなる取組
 - ・未来技術を活用した新たな社会システムづくりを支援

	交付上限額（国費）	申請上限件数
都道府県	先駆3.0億円 横展開1.0億円	6事業 ※広域連携事業は3事業まで追加可
中枢中核都市	先駆2.5億円 横展開0.85億円	5事業 ※広域連携事業は2事業まで追加可
市町村	先駆2.0億円 横展開0.7億円	4事業 ※広域連携事業は1事業まで追加可

※Society5.0タイプは都道府県・中枢中核都市・市町村ともに交付上限額（国費）3.0億円、申請上限件数の枠外

- ③わくわく地方生活実現政策パッケージ（移住・起業・就業支援）
 - ・東京圏からのUIJターンの促進及び地方の担い手不足対策
- ④複数年度にわたる施設整備事業（本交付金のうち70億円を地方創生拠点整備交付金として措置（令和3年度から20億円の増額））

【デジタルシフトへの対応】

- 先駆タイプ（最長5年間の事業）の新規事業において、デジタル技術の活用・普及等の取組を事業内容に含めることを、申請の要件とします。
- 横展開タイプ（最長3年間の事業）の新規事業において、デジタル技術の活用・普及等の取組を事業内容に含めることを、原則として、申請の要件とします。
- 地方創生拠点整備交付金については、補正予算分と同様とします（審査において一定の加点を付与、効果促進事業の割合の上限を一定の引上げ）。

【わくわく地方生活実現政策パッケージにおける地方創生移住支援事業の拡充】

- 移住支援金について、これまでの単身最大60万円、世帯最大100万円に加え、世帯で移住する際に、18歳未満の帯同人数×最大30万円の子育て世帯加算を拡充。

期待される効果

- 地方における安定した雇用創出、地方への新しいひとの流れ、「まち」の活性化など地方創生の推進に寄与する先導的な取組（デジタル技術の活用等を含む）を通じて、地方創生の充実・強化につなげます。

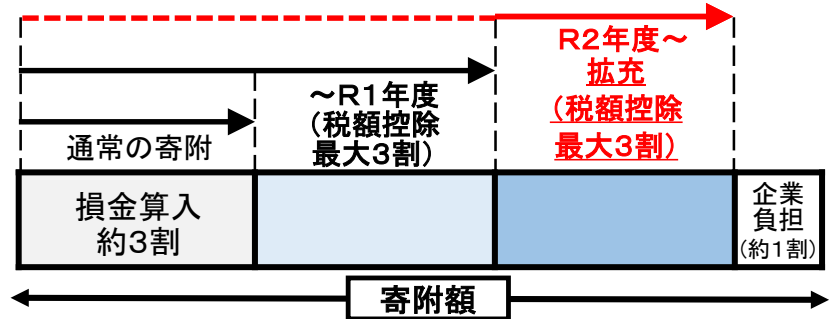
企業版ふるさと納税

地方公共団体が行う地方創生の取組に対する企業の寄附について法人関係税を税額控除

制度のポイント

- 企業が寄附しやすいよう、
 - ・損金算入による軽減効果に税額控除による軽減効果を上乗せ
 - ・寄附額の下限は10万円と低めに設定
- 寄附企業への経済的な見返りは禁止
- 寄附額は事業費の範囲内とすることが必要

※ 不交付団体である東京都、不交付団体で三大都市圏の既成市街地等に所在する市区町村は対象外。
 ※ 本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外。

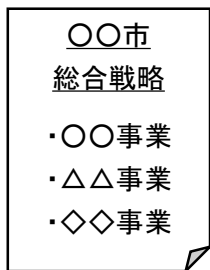


例) 1,000万円寄附すると、最大約900万円の法人関係税が軽減。

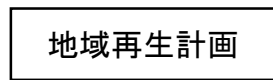
- ①法人住民税 寄附額の4割を税額控除。(法人住民税法人税割額の20%が上限)
- ②法人税 法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし、寄附額の1割を限度。(法人税額の5%が上限)
- ③法人事業税 寄附額の2割を税額控除。(法人事業税額の20%が上限)

活用の流れ

①地方公共団体が地方版総合戦略を策定



②①の地方版総合戦略を基に、地方公共団体が地域再生計画を作成



④寄附



⑤税額控除

企業が所在する自治体 (法人住民税・法人事業税)



国 (法人税)

◆ 地域再生計画の認定を受けた地方公共団体の数: 46道府県1,443市町村(令和4年7月8日時点)

新型コロナウイルス感染症の拡大防止、人流抑制等の影響を受ける事業や生活・暮らしへの支援、「ウィズコロナ」下での社会経済活動の再開等により地方創生を図るため、地方公共団体が地域の実情に応じて必要な事業を実施できるよう、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を増額する（あわせて検査無料化のため検査促進枠を新設）。

1. 補正予算計上額 6.8兆円 〔うち 地方単独分 1.2兆円、国庫補助事業の地方負担分 0.3兆円、検査促進枠分 0.3兆円、協力要請推進枠等分 5.0兆円〕

2. 所管 内閣府（地方創生推進室） ただし、各府省に移し替えて執行

3. 交付対象等

(1) 交付対象 : 実施計画を策定する地方公共団体（都道府県・市町村）

(2) 交付方法 : コロナ対応にかかる国庫補助事業の地方負担と地方単独事業のそれぞれの所要経費に対し、交付限度額を上限として交付金を交付。
 協力要請推進枠等分は、営業時間短縮要請等に係る事業者への協力金等の支払に対して交付。
 検査促進枠分は、登録事業者が無料で行うPCR・抗原定性等検査への支援に対して交付。

(3) 交付限度額※ : ①感染症対応分（0.5兆円）
 （地方単独事業分） 人口・事業所数を基礎に、感染状況等に基づき算定

②地域経済対応分（0.5兆円）
 人口、年少者・高齢者の比率、財政力等に基づき算定

※地方単独分1.2兆円のうち1兆円を先行して交付することとし、2,000億円は今後の感染状況等を踏まえた対応のために留保

4. 使途（協力要請推進枠等分及び検査促進枠分を除く）

地方公共団体が地域の実情に応じて実施する以下のような取組に充当

- ・ 感染防止策の徹底に向けた対応
- ・ 感染症の影響により厳しい状況にある方々の事業や生活・暮らしの支援に向けた対応
- ・ 「ウィズコロナ」下での社会経済活動の再開に向けた対応

※中小企業への支援や雇用の創出に資する事業等について、国の施策を補完する地方公共団体独自の措置にも積極的に活用。

地方創生臨時交付金は、国の施策ではカバーし切れない、地域の実情に応じた取組の財源に充てていただくためのものであり、国の施策と組み合わせながら有効活用してください。また、本表は問合せの多かった事業等で活用が可能な地方単独事業をまとめたものであり、臨時交付金の交付対象は本表記載の事業に限りません。各自治体の判断により、地域の実情に応じて必要な取組を行ってください。

感染症対応や雇用維持、事業継続等に関する事業の例

- ◆ **感染症対応等**
 - ・ 感染拡大防止のための情報発信支援
 - ・ 感染疑い者に対する外来受診時の交通手段の提供支援
 - ・ 宿泊施設への自主的避難に対する支援
 - ・ 感染症対応に従事した救急隊員等への防疫等作業手当等
 - ・ 感染の有無に関する検査（行政検査等として国が補助する場合を除く）
 - ・ 飲食店の第三者認証制度の普及に向けた支援
 - ・ ワクチン・治療薬の研究開発
 - ・ ワクチン接種促進のための体制整備等
 - ・ ワクチン・検査パッケージの運営支援
 - ・ インフルエンザワクチンの接種促進に向けた支援
 - ・ 病院施設等における感染症対策への支援
- ◆ **雇用維持・雇用機会の確保、困窮者支援等**
 - ・ 失業者・内定取消者・派遣労働者・学生等の雇用創出支援
 - ・ 内定取消等に対応した雇用相談センターの設置
 - ・ 在留外国人労働者等に対する雇用維持支援
 - ・ 障がい者、保護観察対象者等の就労継続支援
 - ・ 子育て世帯、家計急変学生・生徒、生活困窮者に対する給付金
 - ・ 住まい確保困窮者に対する支援
 - ・ 住宅ローンの返済猶予に関する金融機関に対する支援
 - ・ 生活者に対する灯油等燃料費高騰の負担軽減、物価高騰に伴う学校給食等に関する負担軽減
- ◆ **事業継続等**
 - ・ 事業者（トラック輸送、内航海運、施設園芸、漁業等）に対する燃料費高騰の負担軽減（価格を転嫁した場合の影響緩和を含む）
 - ・ 休業要請に伴う協力金等
 - ・ 売上減の事業者に対する給付金
 - ・ 酒類を提供する飲食店の営業時間短縮等の影響を受ける酒類販売事業者に対する給付金
 - ・ 中小企業等への金融支援（利子補給、保証料補助等）
 - ・ テナント・不動産オーナーに対する家賃支援
 - ・ 建機、車両等、事業用資産の固定費支援
 - ・ 事業者に対する公共料金補助、上下水道料金の負担軽減
 - ・ 公益法人等に対する活動継続支援
 - ・ 公共施設の指定管理者等への協力金や再開に向けた支援
- (観光)**
 - ・ 観光資源、観光関連産業（お土産物屋等）に対する経営支援
 - ・ 宿泊事業者・旅行業者の事業継続・再開支援
 - ・ 地域の旅館・ホテルや観光施設のリバイバルプランの策定支援
 - ・ 観光バス利用促進等の観光バス事業者に対する事業継続・再開支援
- (地域公共交通)**
 - ・ 鉄道・バス・旅客船・航空など地域公共交通の維持・確保支援
 - ・ 地域のタクシー事業者やコミュニティバスに対する経営支援
 - ・ 鉄道・バス・旅客船など地域公共交通のリバイバルプラン策定支援
 - ・ 地方空港・港湾の機能の維持・確保支援
- (配送物流)**
 - ・ 地域の物流の維持・確保支援
 - ・ タクシー等の飲食物等の配達代行者に対する支援
- (教育)**
 - ・ 公立大学・専修学校の授業料等減免に係る支援
 - ・ スクールバス事業者、学校給食関連事業者に対する経営支援
 - ・ 臨時休業に伴う給食、修学旅行等のキャンセル代、感染症対策等の支援
 - ・ 私立高校授業料の実質無償化の対象外生徒に対する授業料軽減に係る支援、低所得世帯の学びを支えるための就学援助
 - ・ 特別支援学校の舎食費の利用料の返還支援
- (文化・スポーツ・生活)**
 - ・ 文化芸術・スポーツ団体等やフリーランスの活動継続・再開支援
 - ・ 自粛要請に応じた文化芸術・スポーツ関係者への協力金
 - ・ 文化・スポーツ施設や式典施設（結婚式場等）、自然体験施設等に対する経営支援
 - ・ 公立社会体育施設・文化施設等における使用料の減免等の支援
 - ・ 医業類似行為（あはき業等）を行う事業者に対する経営支援
- (農林水産)**
 - ・ 自粛要請等で出荷できない農産物・水産物・畜産品・花き・木材等の国内外の新たな販路拡大等の経営継続に向けた取組支援
 - ・ 外国人技能実習生の来日遅延などに対応した農業・漁業分野等における人材の育成・確保支援
 - ・ 農作物の次期作に必要な種苗購入等支援
 - ・ 農畜水産物等の価格下落により減収した農家等に対する支援
 - ・ 滞留する原木・水産物の保管等支援

※ 上記の事業の例はいずれも新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援等、新型コロナウイルス感染症への対応として実施される事業に限ります。

「ウイズコロナ」下での社会経済活動の再開等に関する事業の例

- ◆ **社会的な環境の整備**
 - (3密対策を実施したより快適な空間の創造)**
 - ・ 観光・飲食施設、医療機関、公共交通機関(車両・待合所)等の3密対策支援
 - ・ 公園や社会教育施設、文化・スポーツ施設等における感染防止対策支援
 - ・ 夏季開校に向けた教室・体育館・給食施設等の空調設備の整備支援
 - ・ 私立幼稚園や認定こども園における空調換気設備整備
 - ・ 濃厚接触者追跡アプリの導入支援
 - (キャッシュレス決済の普及推進及びデータの利活用)**
 - ・ 観光・文化・スポーツ施設、公共交通におけるキャッシュレス導入
 - ・ 地域の仮想通貨等の導入支援
 - (行政手続のオンライン化・電子処理化、ネット発信の強化)**
 - ・ 行政手続のスマート化、行政事務のデジタル化の推進
 - ・ デジタル機器・サービスに不慣れな住民へのオンライン行政手続等の利用支援
 - ・ 電子図書館サービスやオンライン健康相談サービスの導入
 - ・ マイナポイントの上乗せ等によるマイナンバーカードの普及促進
 - (新型コロナ感染症等に対応した新たな災害対応スタイルの構築)**
 - ・ 避難所における物資調達や避難情報アプリ導入等の感染症対策支援
 - ・ 宿泊施設や研修所等の避難所としての活用支援
- ◆ **新たな暮らしのスタイルの確立**
 - (新たな時代に相応しい教育の実現)**
 - ・ オンライン・遠隔教育のための人材育成、教材、機材、通信費等支援
 - ・ 高等学校等におけるPC・タブレット端末、LTE通信機器等の導入支援
 - ・ 教員等の追加配置や人材マッチング支援
 - ・ 医療的ケアのための看護師やスクールカウンセラー等の配置、SNS相談体制構築等の支援
 - ・ 日本語指導が必要な児童生徒に対する学習支援・教育相談等の支援
 - (オンライン診療等の推進)**
 - ・ オンライン診療・服薬指導のための通信インフラや配送インフラ等の整備支援
 - ・ オンライン化に伴うシステム等のアドバイスをを行うITコーディネーターの利用支援
 - ・ オンラインによる高齢者の在宅での介護予防への取組み支援
 - (文化・スポーツ・生活等の新たな発信の推進)**
 - ・ 「新しい生活様式」下での文化・スポーツイベント、ライブエンターテインメントの開催支援
 - ・ 「新しい生活様式」下での結婚式等の冠婚葬祭の開催支援
 - ・ 子どもの文化芸術体験・運動機会や部活動の発表の場の確保支援
 - ・ 放送コンテンツの海外展開支援
 - ・ 町内会等に対するデジタル化支援
 - (都市と地域の両方で働く・楽しむライフスタイルの開拓)**
 - ・ ワークションや人材マッチング等の新たな地域移住等の需要の取り込み支援
 - ・ テレワークの導入、テレワーク用サテライトオフィスの整備支援
 - ・ 地方の研究機関の研究設備等の遠隔化・自動化支援
 - (ひとり親家庭、単身高齢者などへの新しいつながりの創出)**
 - ・ NPO等による失職者等の雇入れや子ども等の居場所づくりの取組支援
 - ・ 移動販売等の外出できない高齢者等のケアに必要な物流整備支援
 - ・ フードバンクや食品関連事業者等による食品ロス削減等の取組支援
 - ・ オンライン相談等のDV被害者支援の取組支援
 - (MaaSなどを取り込んだ新たな地域交通体系の整備)**
 - ・ MaaSなどを活用した交通サービスの提供支援
 - ・ 自動走行等の社会実装支援
- ◆ **新たな付加価値を生み出す消費・投資の促進**
 - (新技術を活用した地域内物流の効率化など物流基盤の整備)**
 - ・ 倉庫のICTによる自動化等の物流効率化支援
 - ・ 非接触・非対面の輸送等のためのドローン・「空飛ぶクルマ」開発・活用支援
 - ・ 飲食店・利用者・宅配事業者を結びつけるアプリ支援
 - (「新しい旅行スタイル」の環境整備や新たな観光ビジネス展開の促進)**
 - ・ 観光・文化・スポーツ施設等の予約・来館者登録システムの導入支援
 - ・ レンタルサイクルの拡充や自転車観光の推進
 - ・ 宿泊・飲食業・タクシーによるテイクアウト・配送事業の推進
 - (3密対策や新商品と連動した誘導型の商品券・旅行券の発行)**
 - ・ 旅行・宿泊商品の割引支援等による地域内の観光需要の喚起支援
 - ・ 地域の飲食店等を応援するためのプレミアム商品券の発行支援
 - (農林水産業及び食料産業への新たな投資促進・労働力確保)**
 - ・ 農業・漁業分野等における人材確保・育成や輸出、事業転換等の支援
 - ・ 地元農産物を利用した6次産業化商品の開発支援
 - ・ 食品関連イベントなど農林漁業者・食品事業者のマッチング支援
 - ・ スマート農業や食品流通事業者・卸売市場開設者等の省人化支援
 - (地域牽引企業群の形成・事業再生等を通じた事業構造改革の推進)**
 - ・ 地域企業群とスタートアップ人材・企業の連携支援
 - ・ 廃業危機にある事業者と創業希望者とのマッチング支援
 - ・ 事業者の研究開発、製品の品質向上への取組支援
 - ・ 中小企業の生産性向上、販路開拓支援
 - (地域商社・DMO・ローカルベンチャーを通じた地域経済力の強化)**
 - ・ 地域商社等の形で、地域内外の人材が協創する場の創設・創業支援
 - ・ 地域デザインプロデューサーの育成、地域産品の販路拡大支援

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 (コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分)の創設

地方公共団体が、コロナ禍において原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担の軽減を、地域の実情に応じ、きめ細やかに実施できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を拡充し、「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」を創設する。

○予算額: 1兆円(コロナ予備費0.8兆円+既定予算0.2兆円)

○交付対象: 都道府県及び市町村

○対象事業:

(生活支援)	(産業支援)
コロナ禍において原油価格や物価高騰に直面する生活困窮者等生活者の負担軽減に資する支援事業	コロナ禍において原油価格や物価高騰による影響を受ける事業者の負担軽減に資する支援事業
【取組例】 <ul style="list-style-type: none">・生活に困窮する方々の生活支援 (住民税非課税世帯等への臨時特別給付金の横出し支援)・学校給食費等の負担軽減・子育て世帯の支援 (子育て世帯生活支援特別給付金への上乗せ)	【取組例】 <ul style="list-style-type: none">・農林水産業者や運輸・交通分野をはじめとする中小企業者等の支援 (事業者に対する燃料費高騰の負担軽減・経営支援)

○算定方法: 人口や感染状況等を基礎として算定

※1兆円のうち0.8兆円を先行して交付

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分） の活用が可能な事業（例）

総合緊急対策（令和4年4月26日原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議）において、地方創生臨時交付金のうち「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」により「地方公共団体が実施する、生活に困窮する方々の生活支援や、学校給食費等の負担軽減など子育て世帯の支援、また、農林水産業者や運輸・交通分野をはじめとする中小企業者等の支援といった取組をしっかりと後押しする。」とされており、コロナ禍において原油価格・物価高騰に直面する生活者や事業者に対して、自治体を実施する事業（各府省のコロナ関連の制度に対する上乘せや横出しを含む）に幅広く活用することが可能です。

本表は、コロナ禍において原油価格・物価高騰に直面する生活者や事業者の支援を主たる目的とする活用可能な事業の一部をまとめたものであり、「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」の交付対象は本表記載の事業に限りません。各自治体の判断により、地域の実情に応じて必要な取組を行ってください。

生活者支援に関する事業

◆ 雇用維持・雇用機会の確保、困窮者支援等

- ・ ひとり親家庭をはじめとした子育て世帯、家計急変学生・生徒、に対する給付金の支給
- ・ 生活困窮者や低所得者に対する給付金の支給
- ・ 生活者に対する電気・ガス料金を含む公共料金の負担軽減
- ・ 住まい確保困窮者に対する支援
- ・ 住宅ローンの返済猶予に関する金融機関に対する支援
- ・ 失業者・内定取消者・派遣労働者・学生等に対する支援
- ・ 在留外国人労働者等に対する就労支援
- ・ 障がい者、保護観察対象者等に対する就労支援
- ・ 特別支援学校の給食費の利用料の負担軽減
- ・ 学校給食等の負担軽減など子育て世帯に対する支援
- ・ 公立大学・専修学校の授業料等減免に係る支援
- ・ 私立高校授業料の実質無償化の対象外生徒に対する授業料軽減に係る支援
- ・ 地域経済の活性化と生活者支援を目的としたプレミアム商品券の発行

事業者支援に関する事業

◆ 事業継続等

- ・ 事業者に対する燃料費高騰の負担軽減（価格を転嫁する場合の影響緩和を含む）
 - ・ 事業者に対する電気・ガス料金を含む公共料金補助
 - ・ 仕入価格上昇等により収益が減少した事業者に対する経営支援
 - ・ テナントに対する家賃などの固定費支援
 - ・ 中小企業等の資金調達コストの低減（利子補給、信用保証料補助等）
 - ・ 再生可能エネルギーの導入に向けた支援
- ### （農林水産）
- ・ 漁業者、農林業者に対する経営支援
 - ・ 漁業者、施設園芸農家、木材加工事業者の省エネ機器の導入支援
- ### （運輸・交通）
- ・ 鉄道・バス・タクシー・旅客船・航空など地域公共交通の経営支援
 - ・ 地域の物流の維持に向けた経営支援
- ### （観光）
- ・ 宿泊事業者・旅行業者・観光関連産業に対する経営支援
 - ・ 観光バス利用促進等の観光バス事業者に対する経営支援
- ### （生活衛生）
- ・ 飲食業、理・美容業、クリーニング業、ホテル・旅館業などの事業者に対する経営支援